

成年年齢引き下げでここが変わります

民法が定める「成年年齢」には、①一人で有効な契約をすることができる年齢、②父母の親権に服さなくなる年齢、の2つの意味があります。

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳に達すると、①親の同意を得ずに、携帯電話の購入やアパートを借りるなどの契約を一人でできるようになります。また、②自分の住む場所や進学・就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。

問い合わせ 市民相談センター 杉山通明 ☎0088

飲酒や喫煙、ギャンブルは、20歳以上でないと認められません

健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、**飲酒や喫煙、ギャンブルは20歳以上**にならないと認められないままです。



成年に達すると、未成年者取消権が行使できなくなります

未成年者が親の同意を得ずにした契約は原則として、未成年者取消権により取り消すことができます。

この制度は、未成年者を保護し、消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、未成年者取消権は行使できなくなるので、18・19歳の人は注意が必要です。

今までの18歳

これからの18歳

契約には親の同意が必要

親の同意を得ずに契約した場合、未成年者取消権により契約を取り消すことができます

成年年齢
引き下げにより
18歳で成年に!

親の同意を得ずに、自分で契約ができる

未成年者取消権によって、契約を取り消すことができない

4月になったら変わる? 変わらない? ○×クイズ

成年年齢引き下げ後、18歳から（親の同意なしでも）**できることに○、できないことに×**をつけてみよう!

① 飲酒・喫煙をすることができる	⑥ ローンを組むことができる
② 自分名義のクレジットカードを作成できる	⑦ 一人暮らしの部屋を借りることができる
③ 性別変更の申し立てを行うことができる	⑧ 公認会計士や司法書士などの国家資格を取得できる
④ 結婚できる	⑨ 10年有効のパスポートを取得できる
⑤ 競馬や競輪などの投票権（馬券など）を買うことができる	⑩ 国民年金の加入義務が生じる

×① ○⑥ ○⑧ ○④ ○⑨ ×⑤ ○⑦ ○③ ○② ×⑩ [景観とノリ×○]

市民後見人候補者が誕生!!

市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではなく、講座を修了した一般市民で、家庭裁判所から成年後見人として選任された人のことです。

市では、令和2年度から市民後見人の養成を開始し、本年3月に4人の市民後見人候補者が誕生しました。

問い合わせ 社会福祉課 寺田実央 ☎0078

成年後見制度の実情

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割などを行う場合に、その人の権利を守り、支援する制度です。

市内では、90人程度が成年後見制度を利用しており、その多くを弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が担当しています。制度を利用する人は増加していますが、専門職の受け皿は不足しているため、市民後見人の活躍が期待されています。

市民後見人になるまでのあゆみ

市では、吉田町と各市町社会福祉協議会との合同で「市民後見人養成講座」を開催し、市民後見人の養成に取り組んできました。

この講座では、4人の皆さんが、令和2年度に基礎研修、令和3年度に実務研修を行い、2年かけて成年後見人に求められる資質を学びました。



養成講座の様子

市民後見人のこれから

市民後見人候補者の4人は、現在、牧之原市社会福祉協議会が法人として成年後見人を務める法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員として支援活動に従事しており、これからは、市民後見人として活動をしていきます。

また市では、令和4年度に「第2期市民後見人養成講座」を開催する予定です。詳細が決まり次第、広報まきのほらや市ホームページなどでお知らせします。

市民後見人候補者のTさんにインタビュー!

—なぜ、市民後見人になろうと思ったのですか?

知的障がいの人と関わる仕事をするなかで、「知的障がいのある人は、親亡き後はどうなってしまうんだろう。サポートができればいいな」と思うようになりました。そんな時、市民後見人養成講座のことを知り、受けてみたいと思いました。

—活動していて「やりがい」を感じる時はいつですか?

やはり、相手の笑顔を見たときですね!
お宅訪問をすると、時には、相手が私に怒りをぶつけてくることもあります。そんなときも、傾聴していると徐々に落ち着き、私が帰るころには「Tさん! 今日ありがとう!」とにっこり笑ってくれます。



インタビューを受けるTさん(右)